

お問い合わせ Q&A

3. 対象者について



3-1) 対象者の主な条件は？



岩国市に住民登録があり、令和8年5月1日から同年5月28日までの間に、岩国市内の店舗又は事業所で、新品（未使用品）の対象家電を買換えのため購入した方が対象です。

市税を滞納しておらず、買い換えた家電を市内の自宅に設置することが条件です。



3-2) 最近岩国市に引っ越してきましたが、住民登録前の購入は対象になりますか？



補助金の申請時において、岩国市に住民登録があれば対象となります。住民登録前の購入でも、補助の条件を満たせば対象となります。



3-3) 申請者と購入者が異なる場合、申請できますか？



申請できません。対象家電の購入者の方が申請してください。



3 - 4) **世帯主以外は申請できませんか？**



申請できます。なお、申請回数に制限はありませんが、1世帯当たりの補助の上限額は、15万円です。



3 - 5) **法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となりますか？**



対象となりません。個人を対象とした補助事業となります。



3 - 6) **住民票では別世帯となっていますが、同じ住所に居住している場合、申請回数はどうなりますか？**



住民票に記載されている方を世帯構成員とみなします。2世帯住宅など同じ住所に居住されている場合であっても、住民票で別世帯であれば、それぞれの世帯ごとに申請することは可能です。



3 - 7) **新たに家電を購入する場合、補助の対象となりますか？**



対象となりません。補助金の申請には、家電リサイクル券排出者控の写し（LED以外）や買換え前後（設置前後）の写真（LEDのみ）が必要です。



3-8) 令和8年5月1日より前(対象期間前)に買換え前の家電を廃棄し、令和8年5月1日以降(対象期間内)に対象家電を購入した場合、補助の対象となりますか？



対象となりません。令和8年5月1日から同年9月10日までの間に買換え前の家電を適正に処理した方が対象となります。



3-9) 買換え前の家電を人に譲る場合は対象になりますか？



対象となりません。令和8年5月1日から同年9月10日までの間に買換え前の家電を適正に処理した方が対象となります。



3-10) 買換え前の家電をリサイクルショップで売却する場合は対象になりますか？



対象となりません。令和8年5月1日から同年9月10日までの間に買換え前の家電を適正に処理した方が対象となります。



3-11) エアコンを1台廃棄して、電気冷蔵庫を1台購入する場合は、補助の対象となりますか？



対象となりません。エアコンをリサイクル処分してエアコンを購入するといった同種の家電の買い換えを対象としています。



3-12) エアコンを1台廃棄して、新たに3台購入する場合は、補助の対象となりますか？



1台のみ対象となります。補助の対象となるのは、リサイクル処分する機器1台につき1台までとなります。



3-13) 冷凍庫を処分して冷蔵庫を購入した場合は対象になりますか？



対象となりません。冷凍庫と冷蔵庫は違う種類の家電なので、買換えとはみなしません。



3-14) 購入した対象家電を市外に設置する場合は対象になりますか？



対象となりません。申請者が市内で使用することが条件です。設置場所が市内であり、かつ、自らが居住する住宅に設置する場合は対象です。



3-15) 事業経営者ですが、自宅内に事務所（事業所）があります。事務所に家電を設置した場合、個人名で申請すれば補助の対象となりますか？



対象となりません。自らが居住する住宅の居室に設置する場合は対象となります。